

衛星携帯電話レンタル規約

本利用規定は有限会社アクアテック(以下「弊社」と呼びます。)が提供するイリジウム衛星携帯電話、スラーヤ衛星携帯電話、アイサットフォン並びにその付属品をレンタル契約申込者(以下「申込者」と呼びます。)に貸与する場合(以下「レンタル契約」と呼びます。)に適用します。

第1条 申込み方法

1. レンタルの申込みは、本利用規定を承諾のうえ、申込書に必要事項を記入して弊社へ申し込みいただきます。
2. 前項の規定に拘わらず、弊社は在庫、その他の事情により、前項の申込みの内容とおりのレンタルを提供できない場合があります。

第2条 契約の成立

申込者が弊社指定の手続きにより申込を完了し、弊社がこれを受託したときに契約が成立します。

第3条 レンタル商品

レンタル商品は衛星携帯電話及びその他付属品です。

第4条 レンタル期間

1. レンタル期間は、申込者の出国日(出発日)から帰国日(到着日)までとします。
2. レンタル期間は、最短で3日とします。

第5条 機器類の引渡し、返却

1. 機器類の引渡しは、申込者が申込書に記入した場所及び日時に宅配便により引渡しを行います。なお宅配便の費用は弊社が負担します。
2. 機器類の返却は宅配便またはユーパックにより弊社まで帰国日(到着日)より3日以内(土日・祭日を含む)に弊社必着にて返却いただきます。なお返送費用は申込者の負担となります。
3. 機器類の弊社への返却日が平日、休日、祭日に関らず、受領するものとします。
4. 申込者はレンタル期間を延長または短縮する場合、もしくは返却を延長する場合は事前に弊社まで連絡していただきます。
5. レンタル期間の短縮の場合は、弊社に機材を返却いただいた日の前日までをレンタル期間とします。
6. 期間の延長もしくは返却延長のときは、延長期間×1日当りのレンタル料金をプラスした料金を申し受けます。またその期間に発生した通話料金も申し受けます。

第6条 料金及び支払い方法

1. 機器類を利用して行うサービスの料金は通話料金とレンタル料金です。
2. レンタル料請求書はレンタル期間終了後に発行しますので、発効日より1ヶ月以内にお支払いいただきます。
3. 通話料の請求は、ご利用月の1ヶ月後をメドに通話明細書を添えて送付しますので請求書発行後1ヶ月以内にお支払いいただきます。なお通話料の請求は複数月にまたがる場合があります。端末内蔵のタイムカウンターにより通話代金を精算する場合は機器類の受領後、1週間以内に請求書を発行します。
4. 領収証が必要な場合は1回につき500円(+税)にて発行します。

第7条 申込みの取り消し

1. 申込者は第1条による申込みを取り消す場合には直ちにその旨を弊社に通知するとともに、次のとおりのキャンセル料を弊社に支払うものとします。
2. 取り消し日が機器類の発送日を過ぎた場合はキャンセル料3,000円(+税)を申し受けます。

第8条 機器類の管理及び滅失・毀損

1. 申込者は機器類を弊社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意を持って使用、管理するものとします。
2. 申込者は機器類を滅失・毀損した場合は、ただちにその旨を弊社に連絡するものとします。
3. 前項の場合には、申込者はその理由が弊社の責任に帰すべきものである場合を除き、機器類の修理代金または再調達代金として表1の金額を弊社に支払うものとします。

表1 機器類の滅失・毀損弁償料(非課税)

| 機器類の盗難・滅失・全損 | 衛星携帯電話の種類 | | |
|--------------|-------------------------|-------------------|-------------------|
| | イリジウム | スラーヤ | アイサットフォン |
| 携帯電話本体 | 250,000円 免責金50,000円含 | 110,000円 免責金なし | 110,000円 免責金なし |
| 予備バッテリー | 18,000円 | 12,000円 | 10,000円 |
| ACTラベル充電器 | 8,000円 | 6,000円 | 6,000円 |
| 英文マニュアル | 3,000円 | 2,500円 | CD 3,000円 |
| プラグ等(1個につき) | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 |
| その他附属品 | 原価 | 原価 | 原価 |

4. レンタル申込者は機器類の盗難・毀損・滅失に対し、機器類補償制度に加入することによって携帯電話が盗難・毀損・滅失したときの弁償料に補填されます。この補償制度は任意に加入できます。イリジウムは50,000円の免責金があります。

5. 機器類が盗難・紛失した場合は、申込者は当該場所で警察または関連機関へ盗難または紛失届けを提出し、そのコピーを弊社宛提出するものとします。

6. 申込者は機器類が盗難・毀損・滅失した場合であっても、レンタル期間中はレンタル料並びに使用した通話の料金等の支払い義務を免れないものとします。

第9条 海外での使用許可等

1. 申込者は機器類を海外で利用する場合には、申込者の責任において各国・各地域の規定する衛星携帯電話の持ち込み及び使用許可の手続きを行うものとします。

2. 弊社は申込者が前記手続きを怠ったことによる損害については一切責任を負わないものとし、申込者は予め了承するものとします。

第10条 禁止事項

1. 申込者は、機器類等に他の機械または付属物品を取付けたり、機器類を改造したり、分解または損壊その他機器類の機能に支障を与える行為をしてはなりません。

2. 申込者は、機器類を第三者に転貸、譲渡、または質入その他の担保に供する等、弊社の所有権を侵害する行為をしてはなりません。

3. 申込者はデータ通信キットに付属するソフトウェアを複製、変更または改作してはならないものとします。

第11条 機密保持

1. 甲及び乙は本契約に基づき、またはこれに関連して知り得た相手側の秘密情報(顧客情報を含む)については、これを秘密として保持し、第三者に対し直接的にも間接的にも漏洩しないものとします。

第12条 不担保条約

1. 申込者が機器類の使用上に何らかの支障があったことにより申込者が被っに対し、一切の責を負わないものとし、申込者はこれを予め了承するものとします。

2. 申込者は、現地での機器類使用に際し、通話が出来ない等の場合は、弊社のヘルプデスクに稼働時間内に問い合わせるものとします。ご利用後のトラブル通知に対しては、弊社の責がない限り、一切の責を負わないものとし、申込者は予め了承するものとします。

第13条 解約等

1. 弊社は、申込者がつぎのいずれかに該当する場合は、何らかの通知または催告を要することなく、ただちにレンタルが解約できるものとします。

2. 申込者が第1条に定める申込書に虚偽の記載をしていたことが判明した場合。

3. 申込者の信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由がある場合。

4. 利用規定違反があった場合。

第14条 本利用規定の変更

本利用規定は予告なく変更することがあります。

第15条 合意管轄裁判所

申込者は本利用規約及びレンタル契約に関して紛争が生じた場合、訴額の如

何に拘わらず、弊社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。